

あなたなら返せますか?



〈貸与月額と返還例(日本学生支援機構の場合)〉 出典:「日本学生支援機構 奨学金ガイド2015」より
有利子奨学金/大学学部・貸与期間48ヵ月の場合(平成27年度入学者)

貸与月額円	貸与総額円	固定金利(年0.82%)の場合		年利率3.0%(上限金利)の場合		回数(年)
		総額円	月賦額円	総額円	月賦額円	
30,000	1,440,000	1,524,324	9,771	1,761,917	11,293	156(13)
50,000	2,400,000	2,561,012	14,227	3,018,568	16,769	180(15)
80,000	3,840,000	4,180,118	17,417	5,167,586	21,531	240(20)
100,000	4,800,000	5,225,183	21,771	6,459,510	26,914	240(20)
120,000	5,760,000	6,270,251	26,125	7,751,445	32,297	240(20)

〈保証制度について〉

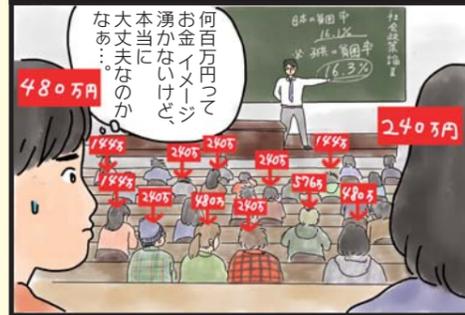
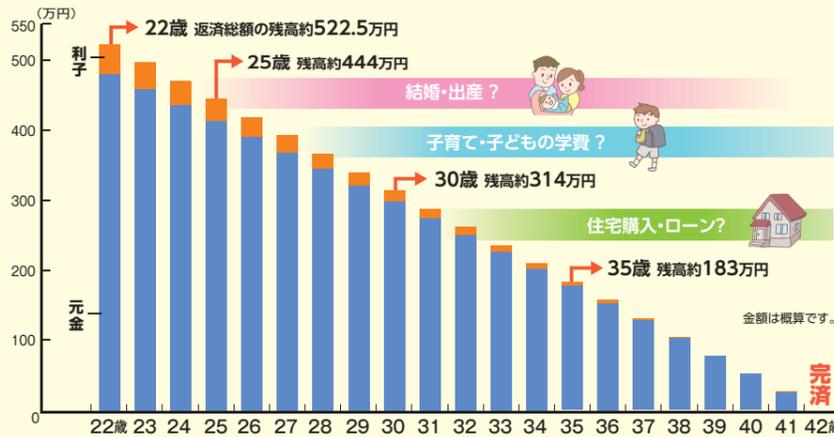
奨学金を借りるには連帯保証人(父母等)と保証人(親族等)を選任するか、毎月一定の保証料を支払い保証機関を利用するかのどちらかが必要です。前者を選択した場合、仮に本人が自己破産しても連帯保証人・保証人の返済義務は免れないので極めて高いリスクを負うことになります。



たとえば 月10万円を4年間(固定金利0.82%で)借りた場合

返済総額 約522.5万円 = 貸与額(元金) 480万円 + 利息 約42.5万円

毎月21,771円 × 20年(240回)



表紙イラスト・漫画/福岡達弥(愛媛県労協)

若者の学びと成長を社会全体で支えよう!

変えよう! 奨学金

若者を苦しめる

奨学金問題の解決を!

署名活動 実施中



給付型奨学金制度の導入と 無理のない返済制度を!

変えよう! 奨学金

若者たちが、学ぶために多額の借金を背負って社会に出ていく今の状況が続けば、この社会は成り立たなくなります。みんなで声をあげ、奨学金制度を変えていきましょう!

1. 貸与から給付へ ~ 本来の奨学金に ~
大学等において国の給付型奨学金制度を導入し、高校を含めて拡充しよう!
2. 貸与型奨学金の改善
 - ◆ 利息・延滞金のない、無利子の奨学金を!(せめて返還金は元金から充当して!)
 - ◆ 所得に応じた無理のない返済制度をつくろう!
3. 大学等の学費の引き下げや授業料減免の拡充を!

署名活動 実施中

増加する奨学金利用者



なぜみんな奨学金を利用するの？ 60代 無職

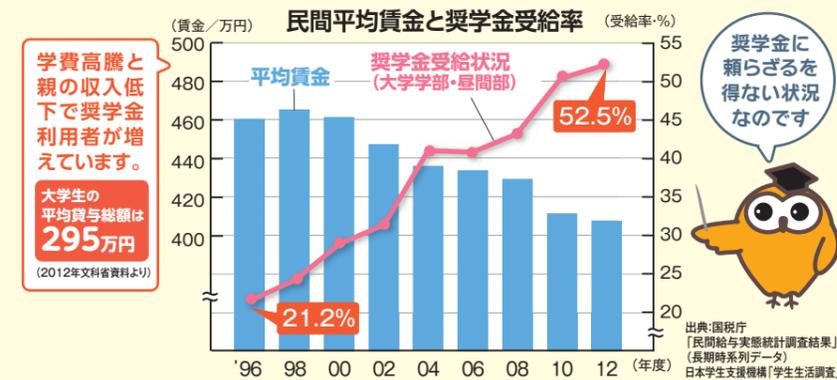
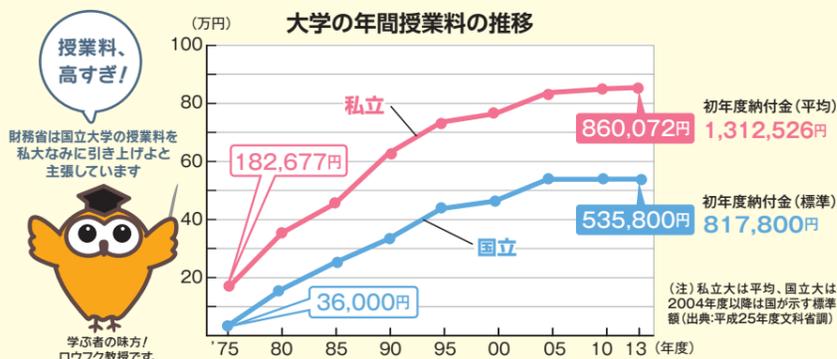
かつて2割程度だった奨学金利用者は年々増加し、今や約177万人。大学生の2人に1人が何らかの奨学金を利用しています。

高騰を続ける大学の授業料

1970年代半ば以降、「受益者負担論」に基づく教育政策によって公費支出が抑えられた結果、大学の授業料の値上げが繰り返され、わが国の学費は世界で最も高い水準となりました。同時に大学生を持つ親の負担も大きく膨らみ続けています。

家庭の収入は減少

学費が高くて何とかなってこれたのは、「教育費がかかる頃には賃金が上がる」という日本型雇用システムが機能していたからです。しかし経済の悪化や雇用制度の変化により、家計収入は減少の一途をたどっています。親の経済力の低下に伴い、奨学金に頼らなければ大学に進学できない学生が多数を占めるようになったのです。



貸与なのに「奨学金」?

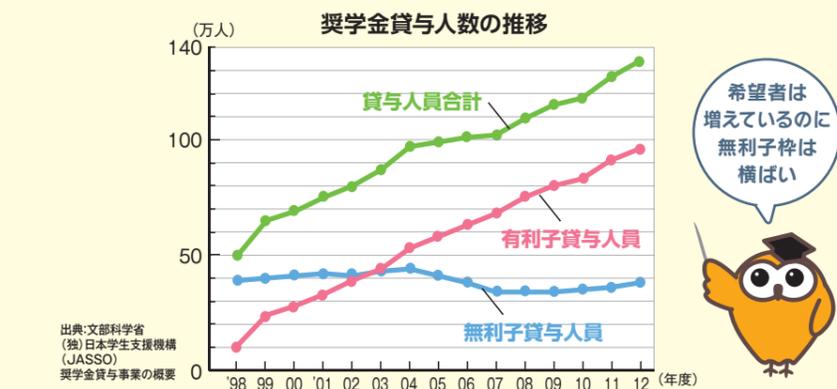


子どもに「借金」を背負わせていいのかしら 50代 母親

わが国の奨学金の約9割が貸与型で、その多くが利息の付く「奨学金」という名のローンになっています。

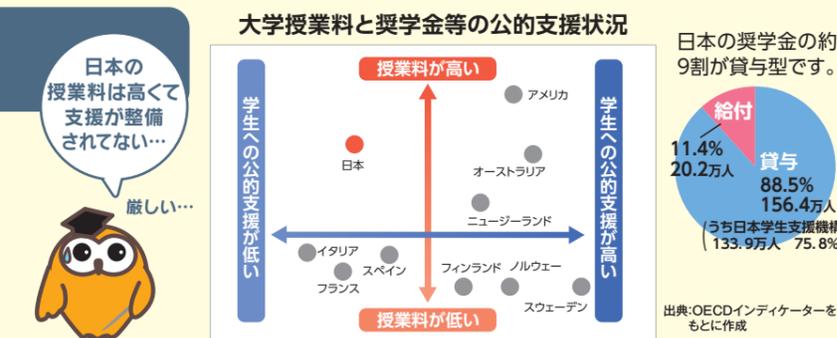
拡大する「有利子奨学金」

かつて日本育英会(現日本学生支援機構)の奨学金は無利子でした。それが政府の教育政策の転換により、1984年に有利子枠が作られ、その後、有利子枠が拡大し続けました。今や奨学金を利用する大学生の2/3が有利子枠となっています。無利子枠が少ないため、基準を満たしても無利子の貸与を受けられない学生が大勢います。



世界の主流は給付型

OECD加盟34ヶ国のうち、半数近くの国は大学の授業料が無償で、32ヶ国に公的な給付型の奨学金制度があります。大学の授業料が有償で、国による給付型奨学金制度がないのは日本だけです。



激減した高卒求人数



高卒で就職ってできますか？ 10代 高校生

進学について、「経済的に大変なら無理せずに高卒で働けばいい」という意見が聞かれます。しかし1992年に167.6万人だった高校新卒者求人は2011年には僅か19.5万人弱に減少。その後やや持ち直しているものの、高卒での就職が厳しく制約される中で、望むと望まざるとにかかわらず、半ば進学を強いられているのが若者の現状です。高卒でも安定して働ける環境をつくることなしに、「高卒で働けばいい」といっても問題は解決しません。



返したくても返せない

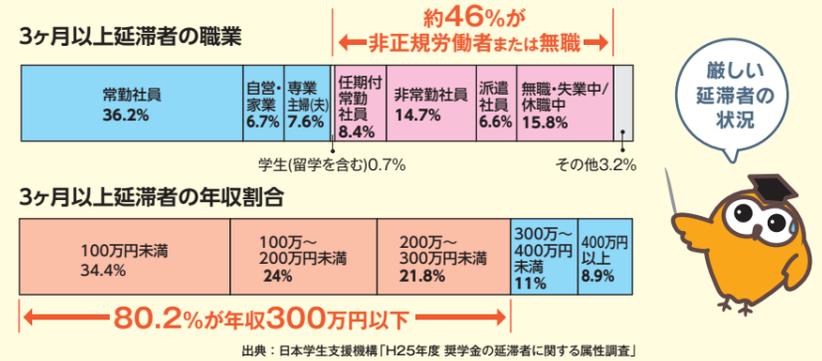


卒業しても収入が不安定…。こんな状態で、将来、結婚や子育てができるのかしら？ 20代 奨学金返済中

卒業しても十分な収入が得られず、返済に苦しむ若者が増え、延滞者は33万人に及んでいます。

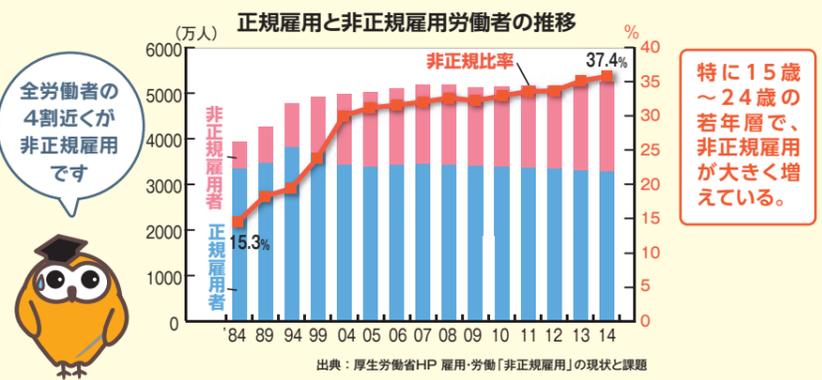
延滞者の約8割が年収300万円以下

3か月以上の延滞者は46%が非正規雇用もしくは無職、80%以上が年収300万円以下です。就業状況の変化により、派遣社員やアルバイトなどの非正規雇用につく大卒者も増加し、「安定した収入を得て返済する」という前提環境は大きく崩れています。無延滞者も57%は年収300万円以下であり、無理を重ねて返済しているのが実情です。



一生、返済に追われることも?!

延滞者には延滞金(年5%)が課されます。延滞後は返還金が、まず延滞金に当てられるので、元金はいつまでたっても減らず、一生、奨学金返済に追われることにもなりかねません。また、奨学金返済が結婚の妨げとなったり、利用者同士が結婚した場合には2人分の返還を負うことになり、出産や子育てなどへの影響が懸念されます。



奨学金予算の抑制や独立行政法人化(独立採算制)の施策によって、公的な奨学金にはそぐわない事態が生じています。

返済できずに延滞が発生すると…

- 延滞 3ヵ月 個人信用情報機関に登録
カード使用が不可になることも。
- 延滞 4ヵ月 債権回収会社へ業務委託
民間の債権回収業者が回収業務を行います。
- 延滞 9ヵ月 法的措置
裁判所に支払督促申立てが行われます。

延滞後の返還金の充当順位

1. 延滞金 年利5%
2. 利子 年利3%を上限
3. 元金

延滞した場合、延滞金(年利5%)が発生します。返還金は、まず延滞金に当てられ、次に利子、元金の順に充当されるので、返済しても元金がなかなか減らない仕組みなのです。

それでも「奨学金」なの？

